

学校給食費の無償化に関する指定都市市長会緊急要請

これまで指定都市市長会においては、中学校を含めた給食費無償化について、国の責任において明確かつ早急に制度化（法改正）し、十分に安定的な財源措置を講ずること、無償化制度が構築されるまでの間、食材費と国の基準額との差額が生じないように、物価高騰分も含めて適時の額とし、恒久的かつ安定的な財源措置を講ずること等を求めてきた。

国は令和 8 年 4 月から小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減を開始しており、義務教育段階における保護者負担の軽減を国策として推進する方向性を示した一方で、文部科学省の令和 9 年度概算要求は、給食費負担軽減交付金の基準額を小学校において月額 5,200 円から 5,400 円、特別支援学校小学部において月額 6,200 円から 6,400 円へ増額するにとどまっている。

この令和 9 年度基準額については、令和 8 年度基準額に令和 7 年からの食材費の物価上昇を反映させる形で算定されているが、前提となる令和 8 年度基準額が全指定都市の令和 8 年度の食材費見込額を下回っていることに加え、今後食材費等の物価上昇の終息が見通せない状況にある。

令和 8 年度は、全指定都市において各市の創意工夫により小学校段階での保護者負担は生じていないが、現行の負担軽減の枠組みのままでは、特に人口・児童生徒数が集中し、物価上昇の影響を受けやすい都市部においては、基準額と実勢価格の乖離は自治体財政を圧迫することとなり、保護者負担を求めることを検討せざるを得ない状況となることが懸念される。

さらに、飲食料品に係る消費税率の引下げの基準額への反映については、予算編成過程において関係省庁と調整するとし、最終的な基準額が変動する可能性が示唆されているため、地方自治体における予算編成への影響が懸念される。

こうした状況を踏まえ、安全・安心で質の高い学校給食を安定的かつ持続的に提供できるよう、指定都市市長会として下記のとおり強く要請する。

記

- 1 令和 9 年度基準額について、消費税率の引下げの影響を考慮するとともに、実際の食材価格の最新動向を十分に踏まえ、地方自治体や保護者に負担が生じることのないよう、国の責任において必要かつ十分な予算措置を講ずること。

- 2 地方自治体ごとに食材費見込額が異なるとともに、義務教育段階の保護者負担への配慮として、多くの地方自治体において中学校給食に係る負担軽減等の対応が続いている中で、国の責任において必要かつ十分な予算措置を講じることが困難な場合の暫定措置として、国による「重点支援地方交付金」を活用できるよう、物価高に対する支援を継続すること。
- 3 地方自治体の予算編成及び事業執行に支障が生じないように、基準額その他の制度内容について早期に明示すること。
- 4 次年度以降の予算編成に当たっては、基準額の設定について、各自治体の当該年度の必要食材費と差額が生じることの無いよう、直近の学校給食費調査や物価動向に基づき、実態に即した額を確保すること。
- 5 負担軽減としての毎年の財源措置にとどまることなく、国の責任において、中学校を含めた義務教育段階における学校給食費無償化の制度化（法改正）の実現に向けた具体的な検討を進めること。

**令和8年10月20日
指定都市市長会**